

現広島FMP開発事業用地の新たな利活用に係る貸付土地の追加について

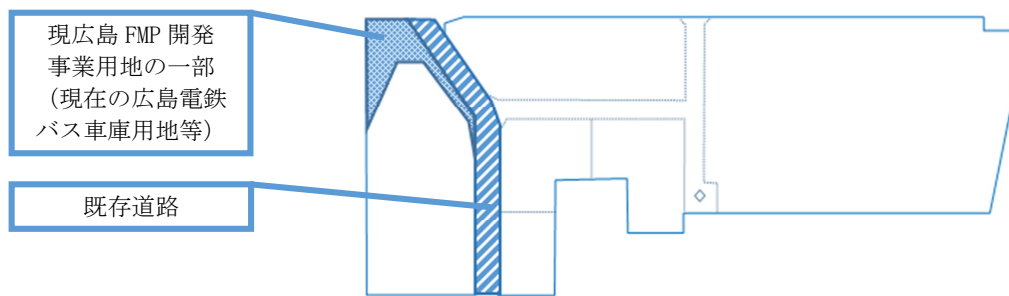
1 趣旨

広島西飛行場跡地利用計画が令和6年10月に改定されたことに伴い、現広島FMP開発事業用地の新たな利活用に係る事業において公募対象外としていた土地の利活用が可能となったことから、事業予定者への貸付土地に追加する。

2 内容

広島西飛行場跡地利用計画の道路ネットワークに係る方針の見直しにより、次の図のとおり、現広島FMP開発事業用地の一部（現在の広島電鉄バス車庫用地等）及び当該用地を貫く既存道路が新たな道路用地の対象外となったため、貸付土地に追加することとする。

※ 既存道路部分は、道路の廃止に必要な手続きを行った上で引き渡しを行う。



3 今後の予定

貸付土地の変更を反映した事業実施計画について、12月末までに事業予定者から提出される予定となっており、令和7年1月以降、議会等へ報告する。

[参考] 広島西飛行場跡地利用計画の改定について

広島西飛行場跡地利用計画（平成29年3月 広島県（地域政策局）・広島市）の策定以降、新たな産業（雇用）ゾーンやスポーツ・レクリエーションゾーン、現広島FMP開発事業用地など、周辺状況が変化してきたことを踏まえ道路ネットワークに係る方針の見直しを行い、今後整備を予定している南伸道路について、既存道路の活用を前提とした線形から、基幹道路から直進する線形に変更し、既存道路を廃止することとなった。

